

銚田市の豊かな自然環境の保全と太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の概要

太陽光発電事業と地域との調和を図り、市民の安全で安心な生活環境の確保及び本市の優良な農地をはじめとした豊かな自然環境と景観の保全に寄与することを目的に本条例を制定しました。(令和6年9月1日施行)

条例の概要

1) 適用範囲

発電出力10kW以上の太陽光発電設備を対象とします。
ただし、建築物に設置する場合は除きます。

2) 事業区域の制限

① 禁止区域の設定

土砂災害を防止するため、次に掲げる区域への設置を禁止します。

・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

② 抑制区域の設定

災害の防止、良好な自然環境や優良な農地の保全及び地域文化の継承のため、次に掲げる区域を抑制区域として指定しますので、事業区域に含まないようご協力をお願いします。

・農用地区域、第1種・第2種・第3種農地、県立自然公園特別区域、自然環境保全区域、緑地環境保全区域、鳥獣保護区、保安林、河川区域、海岸保全区域、文化財に係る区域など

3) 周辺地域の住民等への説明

周辺地域住民に対して、太陽光発電事業の内容、設置工事の施工方法及び安全対策、太陽光発電設備の管理等について、十分な理解を得る必要があります。

① 発電出力50kW以上又は抑制区域に設置する場合は、事業区域から300m以内の住民

等へ説明会を開催

② 発電出力50kW未満の場合は、事業区域から100m以内の住民等

へ事前周知説明

4) 手続等

太陽光発電設備の設置にあたっては、市と事前に協議を行い、工事着手の**60日前までに**関係書類を添えて事業届出書を提出して協議が必要になります。
また、工事の着手や完了、事業を廃止した場合も届出が必要になります。

5) 協定の締結

市との協議終了後は、太陽光発電設備の設置、管理等に関する協定について市と締結するようお願いします。

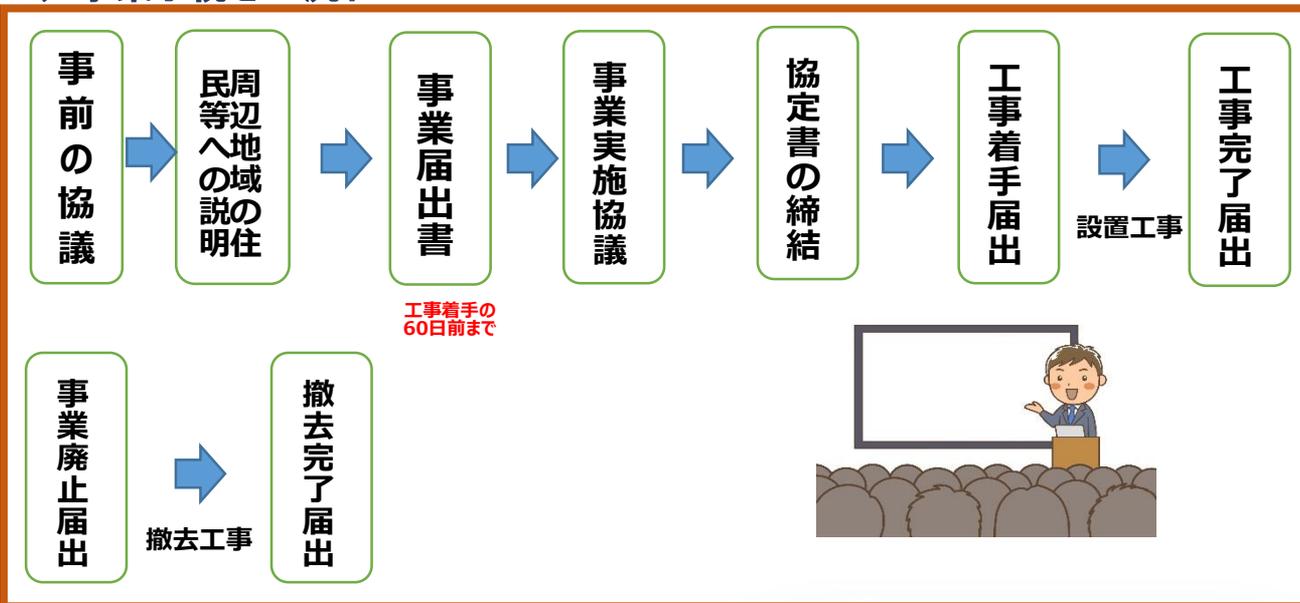
- ・太陽光発電設備の設置・維持管理、環境の保全、公害の防止、災害時や廃止後の措置など

6) 助言、指導及び勧告

事業者がこの条例に違反したときなど必要に応じて、適切な措置を講ずるよう助言、指導を行います。

また、**助言や指導に従わなかった場合は、勧告や公表を行います。**

7) 事業手続きの流れ



【問合せ先】

銚田市環境経済部生活環境課

TEL : 0291-33-2111 (代表)

0291-36-7486 (直通)

E-mail : kankyou@city.hokota.lg.jp

